

福祉のまちづくり関係法令・条例等の制定経過と内容

・昭和56年1月 市「札幌市福祉の街づくり環境整備要綱」制定

障がいのある方や高齢の方の社会参加を促進するために、市民が利用する施設の整備方針を示し、公共建築物の整備を進めることを目的として制定。平成5年4月改正。

・平成6年6月 国「ハートビル法」(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)制定

本格的な高齢社会の到来を迎えて、障がいのある方や高齢の方等の自立と積極的な社会参加を促すために、不特定かつ多数が利用する建築物(特定建築物)において、高齢者や身体障がい者等が円滑に利用できるような整備を促進することを目的として制定。

平成14年改正。「バリアフリー新法」の施行に伴い、平成18年に廃止。

・平成9年10月 道「北海道福祉のまちづくり条例」制定

北海道が福祉のまちづくりを総合的に推進するために制定。障がいのある方や高齢の方等をはじめ全ての道民が、日常生活等における様々な障壁が取り除かれることにより、等しく社会参加の機会を有することができるとともに、共に支え合い、自立した生活を送ることができる地域社会づくりを目的とする。平成15年8月改正。

・平成10年12月 市「札幌市福祉のまちづくり条例」制定

札幌市においても、バリアフリー化のための法整備も進んでくるなか、ソフト面の施策も視野に入れた独自の福祉のまちづくりを、総合的に進める必要性もあったことから制定。

障がいのある方や高齢の方を含め、全ての市民が安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりを推進し、すべての人にやさしいまちにすることを目的とする。

条例では、市、事業者、市民の役割と相互の協力と連携や福祉のまちづくりのための基本的施策を定めている。また、福祉のまちづくり推進会議についても定めている。

多数の人が利用する公共的施設(建築物、道路、公園、路外駐車場)には、障がいのある方や高齢の方が利用しやすくするための整備基準を定めており、公共的施設の新設等には市に事前協議が必要である。整備基準に満たない場合は、助言・指導を行い、整備基準に適合する場合は「適合証」を、さ

らに一定の要件を満たす建築物には「特定適合施設表示板」を交付している。

平成 11 年 6 月施行、公共施設の整備基準は平成 12 年 4 月施行。平成 17 年 12 月改正。

・平成12年 5 月 国「交通バリアフリー法」(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)制定

高齢者や身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進により、公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

駅等の旅客施設を中心とした重点整備地区において、市町村が定める基本構想に基づいて旅客施設、道路等のバリアフリー化を推進する。公共交通事業者、道路管理者等の各施設管理者は、基本構想に沿った特定事業計画を作成し、バリアフリー化を行っていく必要があると定めている。

バリアフリー新法の施行に伴い、平成 18 年に廃止。

・平成15年 4 月 市「札幌市交通バリアフリー基本構想」策定

「交通バリアフリー法」の制定に伴い、公共交通を中心としたバリアフリー化をさらに促進することを目的とする。

策定にあたっては、学識経験者、交通事業者、高齢者団体、身体障がい者団体等で構成される「札幌市交通バリアフリー基本構想策定協議会」における意見を聞いて策定した。

また都心地区、副都心地区、麻生地区の 3 地区を重点整備地区として選定し、移動円滑化整備基本方針を定めた。

平成 16 年、基本構想の実現に向けて、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などの各事業者が作成した特定事業計画を「札幌市交通バリアフリー特定事業計画」として集約し、計画に基づきバリアフリー化を進めた。

・平成18年 6 月 国「バリアフリー新法」(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)制定

「ハートビル法」で建築物のバリアフリー化、「交通バリアフリー法」で公共交通機関及び移動経路のバリアフリー化を進めていたが、その対象範囲は限定されていた。そのため、移動における連続的なバリアフリー化を促進し、高齢者、障がい者などの移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進し、バリアフリー施策を総合的に展開することを目的とする。

身体障がい者のみならず、知的・精神・発達障がい者など全ての障がい者が対象になったこと、これまでの建築物、公共交通機関及び道路に、路外駐車場、都市公園等を追加したことなど対象者と対象施設が拡充された。

旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物のバリアフリー化

基準(移動等円滑化基準)への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障がい者などが利用する施設が集中する地区(重点整備地区)において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進める措置を定めた。

・平成21年3月 市「新・札幌市バリアフリー基本構想」策定

「バリアフリー新法」の制定に伴い、重点整備地区の拡充と、バリアフリー化の対象施設の拡大を図り、重点的かつ一体的に、ハード、ソフトの両面から市民の生活環境のバリアフリー化を着実に推進することを目的とする。

策定にあたっては、第5期の「福祉のまちづくり推進会議」の専門部会として「第2次札幌市バリアフリー基本構想検討部会」を設置し、策定までの検討を行った。

また市内53地区を重点整備地区として選定し、バリアフリー化の基本方針を定めた。

平成22年、新・札幌市バリアフリー基本構想の実現に向けて、各施設管理者が作成した特定事業計画を「新・札幌市交通バリアフリー特定事業計画」として集約するとともに、53地区の中で20地区を優先度の高い地区として設定した。市では整備にあたって、施設の利用状況、耐用年数、他施設の管理者の整備状況などに加え、重点整備地区間の優先順位も考慮した上で、計画に基づきバリアフリー化を進めている。

・平成24年12月 市「札幌市道路バリアフリー条例」制定「札幌市都市公園条例」改正

地域分権改革に係る第二次一括法により、道路、公園について、国土交通省令(高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令)の移動等円滑化誘導基準に基づき、バリアフリー条例を制定した。

・「札幌市道路バリアフリー条例」(札幌市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例)建設局土木部道路課

・「札幌市都市公園条例」改正 建設局みどりの推進部みどりの管理課

・平成27年3月 市「新・札幌市バリアフリー基本構想」改正

前回の基本構想の策定から6年が経過し、バリアフリーを取り巻く状況にも変化が生じたため、バリアフリー新法や札幌市の上位計画・関連計画と整合性を図りながら、基本構想の見直しを行った。

第8期の「福祉のまちづくり推進会議」の専門部会として「新・札幌市バリアフリー基本構想見直し検討部会」を設置し、検討を行った。

・平成 30 年／

令和2年

国「バリアフリー新法」(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)改正

理念規定を設け、バリアフリーの取組の実施にあたり共生社会の実現と社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化するとともに、オリパラ東京大会のレガシーとしての共生社会の実現に向け、公共交通事業者等のソフト対策の強化や、市町村等による心のバリアフリーの推進、バリアフリー基準適合義務の対象拡大などの施策を充実した。

・令和 4 年 3 月 市「施設整備マニュアル」改正に向けた検討開始

令和2年のバリアフリー法の改正を踏まえ、建築物の床面積が 500 m²未満の小規模民間公共的施設におけるバリアフリー化を促進していく必要があることなどから、より建築主等が対応しやすい基準となるよう、札幌市福祉のまちづくり条例の主要な整備項目(廊下、トイレなど)における整備基準の見直しを行うため、「第12期札幌市福祉のまちづくり推進会議」の専門部会として「札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂に係る検討部会」を設置した。

・令和 4 年 6 月 市「札幌市バリアフリー基本構想 2022」改定

前回の基本構想の策定から7年が経過し、バリアフリーを取り巻く状況にも変化が生じたため、バリアフリー法の改正や、近年の札幌市の関連計画と連携を図るとともに、バリアフリー化を必要とする人々の増加と多様化等を踏まえた見直しを行った。

第 11 期の「福祉のまちづくり推進会議」の専門部会として「第5次札幌市バリアフリー基本構想検討部会」を設置し、検討を行った。